

特集 平成26年度の新農業政策について

創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立して「強い農林水産業」を創り上げるため、平成26年度より、新しい農業政策がスタートします。ここではその概要について紹介します。

改革その① 水田フル活用と米対策の見直し

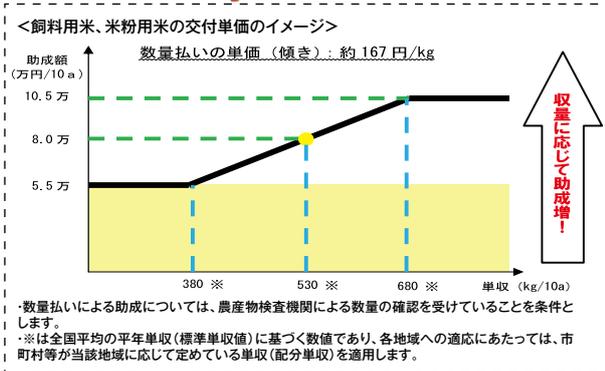
水田活用の直接支払交付金の充実等を進める中で定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえ、行政・生産者団体・現場が一体となって、需要に応じた生産状況を作ることを目的とした政策の見直しです。

1 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
W C S 用 稲	80,000円/10a
加 工 用 米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a

飼料用米と米粉用米への支援の仕組みが変わるんだね!

収量が増えるほど助成額が増えるのだから、努力が報われる仕組みになるんだ!



2 二毛作助成

水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、または戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援します。

15,000円/10a

作付パターン(例)	交付金額(10a当たり)
主食用米 + 麦	(米の直接支払) + 1,5万円
麦 + 大豆	3,5万円 + 1,5万円
飼料用米 + 麦	5,5～10,5万円 + 1,5万円
米粉用米 + 飼料用米	5,5～10,5万円 + 1,5万円

3 耕畜連携助成

耕畜連携の取り組み(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)を支援します。

13,000円/10a

4 産地交付金

・地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取り組み、②地域振興作物や備蓄米の生産の取り組み等を支援します。
・国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容(交付対象作物・取り組み・単価等)を設定できます。
・また、地域の取り組みに応じた追加配分(下表参照)を行います。

対象作物	取組内容	追加交付単価
飼料用米 米粉用米	多収性専用品種への取組	12,000円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組	12,000円/10a
備 蓄 米	平成26年度政府備蓄米の買入札における落札	7,500円/10a
そば なたね	作付の取組	20,000円/10a(基幹作) 15,000円/10a(二毛作)

改革その② 日本型直接支払制度の創設

農業の持つ多面的機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して支援する制度を創設しました。

制度の全体像

創設

農地維持支払

農地が持つ、多面的機能を支える共同活動を支援します。
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し。

支援対象

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保水管理構想の作成等

組替

資源向上支払

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成、ヒートアップづくり
- 施設の長寿命化のための活動等

※現行の農地・水保全管理支払を組替え・名称変更します。

現行制度維持

中山間地等直接支払

中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地とのコスト差(生産費)を支援します。

現行制度維持

環境保全型農業直接支払

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う、追加的コストを支援します。

交付対象者(活動組織)

農地維持支払

- 農業者のみで構成される活動組織、または農業者及びその他の物(地域住民、団体等)で構成される活動組織。
- 資源向上支払と同組織でも取組が可能。

資源向上支払

- 地域住民を含む活動組織。
- 農地・水保全管理支払と同様の組織(農地・水・環境保全組織を含む)で取組が可能。

交付単価 国と地方公共団体の合計額 (単位:円/10a)

都道府県	①農地維持支払	②資源向上支払 _{※1,2}	①と②に取り組み場合	③資源向上支払 _{※3}	①、②及び③に取り組み場合 _{※4}
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑 _{※5}	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1:現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区について、従来の農地・水保全管理支払と同様の75%単価が適用されます。
 ※2:②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要です。
 ※3:水路や農道等の施設の老朽化部分の補修や施設の更新のことです。
 ※4:③の資源向上支払(長寿命化)に取り組む場合、単価は4,400円/10aが上乗せされ、①、②及び③と一緒に取り組む場合は、②の単価は従来の農地・水保全管理支払と同様の75%になり、合計で9,200円/10aです。
 ※5:畑には樹園地を含みます。